第二一〇三・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更又は、当該その他の産品への原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二一〇三・九〇号のその他の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二一〇四・一〇―二一〇六・一〇　第二一〇四・一〇号から第二一〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

二一〇六・九〇　原産資格割合が五十パーセント以上であること。

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二〇一・一〇―二二〇二・一〇　第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

二二〇二・九〇　第二二〇二・九〇号の炭酸飲料への他の類の材料からの変更

第二二〇二・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更及び当該その他の産品の原産資格割合が四十パーセント以上であること。

二二・〇三　第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

二二・〇四―二二・〇六　第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

二二・〇七　第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更

二二〇八・二〇―二二〇八・三〇　第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二二〇八・四〇―二二〇八・六〇　第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

二二〇八・七〇　第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二二〇八・九〇　第二二〇八・九〇号の合成清酒又は白酒への他の項の材料からの変更及び当該合成清酒又は白酒の原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

二二・〇九　第二二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八　第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

二三・〇九　原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇　第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

二四〇一・三〇　第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

二四・〇二―二四・〇三　第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一　第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

二五〇二・〇〇―二五二五・二〇　第二五〇二・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五二五・三〇　第二五二五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

二五・二六―二五・三〇　第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・一七　第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二六・一八―二六・二二　第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注釈　第二七・一〇項の適用上、

(a)　「常圧蒸留工程」とは、蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。

(b)　「減圧蒸留工程」とは、常圧より低い気圧で行われる蒸留工程（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）をいう。

二七〇一・一一―二七〇一・一九　第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七〇一・二〇　第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

二七〇二・一〇―二七〇二・二〇　第二七〇二・一〇号若しくは第二七〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号又は第二七〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七・〇三―二七・〇六　第二七・〇三項から第二七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七・〇三項から第二七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七〇七・一〇―二七〇九・〇〇　第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七一〇・一一―二七一二〇・一九　第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること又は、締約国において常圧蒸留工程若しくは減圧蒸留工程を経ること。

二七一〇・九一―二七一〇・九九　第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

二七一一・一一―二七一二・九〇　第二七一一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七・一三―二七・一五　第二七・一三項から第二七・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇―二八〇一・三〇　第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八・〇二―二八・〇三　第二八・〇二項若しくは第二八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇二項又は第二八・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。